

令和 5 年 5 月 11 日 全員協議会資料

こども未来部 子育て応援課

## 第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画に係る中間見直しについて

### 1. 子ども・子育て支援事業計画の策定経緯

平成 24 年 8 月に公布された子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定が義務づけられており、島田市においても第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画（しまだ子ども未来応援プラン）を、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間として、令和元年度（平成 31 年度）に策定をした。

### 2. 子ども・子育て支援事業計画に係る中間見直しについて

市町村では教育・保育給付認定の状況を踏まえ、令和 4 年度を計画期間の中間年を目安として、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなっている。島田市においても中間見直しを行うこととした。

主な見直し点については、第 4 章の「子育て施策の展開」の部分の文言の修正、第 5 章の「教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」について、必要な修正を行った。

### 3 令和 4 年度における中間見直しの経緯について

- 4 月 内閣府から各市町村の中間見直しの実施予定調査。
- 7 月 県担当課と県内市町村に対する中間見直しの取組状況についてヒアリングを実施
- 8 月 島田市において庁内関係各課とともに、計画で定めた量の見込み、確保方策に係る見直しについての検討を行った。
- 9 月 第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画の変更計画案を策定。
- 11 月 島田市子ども・子育て会議において、第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画の変更計画案について意見聴取を行い、確認を行った。
- 11 月 第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画の変更計画について、県担当課と事前
- ～1 月 協議を実施。
- 2 月 第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画の変更計画について、県担当課と法定協議を実施。
- 3 月 3 月 24 日、県担当課から、第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画の変更計画について、「異存なし」との回答があった。  
第 2 期島田市子ども・子育て支援事業計画の変更計画を県担当課に提出後、市ホームページに 3 月 29 日に公表。